梅ちゃん先生の法律相談

第44回

フリーランスの法律問題④
―発注書面を交付する際の注意点

梅本寛人（弁護士）

1　はじめに

今回は、前回（第43回）に引き続き、フリーランスが事業者から仕事を受注する場合に関して、そのフリーランスの方が労働法における「労働者」といえないときに、下請法でどのような保護がなされるのかという点を解説します。具体的には、フリーランスに仕事を出す事業者は、下請法の適用がある場合において、法定の書面を交付する義務が生じますが（下請法3条）、どのような書面を作成し、どのように交付すべきなのかという点を解説していきます。

2　書面等の交付義務

①書面等の交付の原則

事業者がフリーランスに仕事を依頼する（フリーランスの方から見れば、事業者から仕事を受注する）場合に、下請法の適用があるときは（どのような場合に下請法の適用があるかについては、前回（第43回）の「梅ちゃん先生の法律相談」を参照してください）、事業者は、法定の書面（発注書面）をフリーランスに交付する必要があります（下請法3条）。

発注書面にどのような内容を記載すべきなのかというと、以下のとおりとなります。

①親事業者及び下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
②製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
③下請事業者の給付の内容（※仕事の内容のことです）
④下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、役務が提供される期日又は期間）
⑤下請事業者の給付を受領する場所
⑥下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、検査を完了する期日
⑦下請代金の額（算定方法による記載も可）
⑧下請代金の支払期日
⑨手形を交付する場合は、手形の金額（支払比率でも可）及び手形の満期
⑩一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日
⑪電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日
⑫原材料等を有償支給する場合は、品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日及び決済方法

下請法においては、発注書面の様式は定められていないので、**取引の内容に応じ、適切な書面を作成**すれば足ります。重要なのは、**発注したら直ちにフリーランスの方に発注書面を交付する必要がある**ということです。

「下請代金額」欄には、発注時に協議して決定した下請代金の額を明確に記載する必要があります。なお、具体的な下請代金額を記載できない正当な理由がある場合は、算定方法（例：工賃○円×所要時間数＋原材料費）による記載が認められています。ただし、①下請代金の具体的な金額を自動的に確定するものであること、②発注書面とは別に算定方法を定めた書面を交付する場合は、これらの書面の関連付けを行うこと、という要件を充たす必要があります。また、下請代金の具体的な金額を確定した後は、速やかに下請事業者にその旨の書面を交付する必要があります。

②共通記載事項

事業者とフリーランスとの方の取引（仕事）は、継続的に行われることが多いと思われます。そのため、取引条件についての基本的事項（たとえば支払方法、検査期間等）が一定している場合には、これらの事項（共通記載事項といいます。）に関して、**あらかじめ別の書面により通知することで、個々の発注に際して交付する書面への記載が不要**となります。この場合には、発注書面に「下請代金の支払方法等については現行の『支払方法等について』によるものである」ことなどを付記して発注書面との関連付けをしておく必要があります。

③例外的な書面の交付方法

発注書面の記載事項のうち「その内容が定められない正当な理由がある」場合（例：ソフトウェア作成委託において最終ユーザーが求める仕様が確定しておらず、正確な委託内容を決

【発注書面の作成例】
（公正取引委員会・中小企業庁「ポイント解説下請法」より引用）

注文書

○×株式会社　殿

令和○年○月○日
△△株式会社

給付の内容
注文品や作業等の内容が十分に理解できるように記入する。
著作権など知的財産権の譲渡・許諾を含んで発注する場合はその旨を明確に記載する。

納期	納入場所	検査完了期日
令和○年×月×日	弊社本社△△課	令和○年×月××日
下請代金額（円）※	支払期日	支払方法
１００，０００円	令和○年××月×日	現金

【「支払方法等について」の作成例】
（公正取引委員会・中小企業庁「ポイント解説下請法」より引用）

令和○年○月○日

殿

○○○株式会社

支払方法等について

当社が今後発注する場合の支払方法等については下記のとおりとしたいので，御承諾ください。
なお，御承諾の場合は，御連絡ください。

記

1．支払制度　納品毎月○日締切　翌月○日払
2．支払方法　支払総額○円未満現金
〃　○円以上
現金○%
手形○%　手形期間○日
一括決済方式○%
（金融機関名　決済は支払期日から起算して○日目）
電子記録債権○%
（電子記録債権の満期日令和○年○月○日）
3．検査完了期日　納品後○日
4．実施期間　令和○年○月○日から，本通知の内容に変更があり新たに通知するまでの間（新たな通知の実施期間の開始日の前日まで）

以　上

定することができない場合）には、その事項を記載せず、発注書面（当初書面）を交付することが認められています。この場合には、記載しなかった事項について、**内容が定められない理由および内容を定めることとなる予定期日を当初書面に記載**しなければなりません。

一方、たとえば、ユーザーとの取引価格が決定していないなど具体的記載事項の内容について決定できるにもかかわらず決定しない場合や、下請代金の額として「算定方法」を記載することが可能である場合には、「正当な理由がある」とはいえません。また、当初書面に記載されていない事項について、その**内容が確定した後には、直ちに、その事項を記載した書面（補充書面）を交付する必要**があります。また、この場合は、**発注書面（当初書面）と補充書面の相互の関連性が明らかになるようにする必要**があります。

④書面の交付に代わる電磁的記録の提供

上記の書面の交付に代えて、電磁的方法（電子メール、ウェブの利用、磁気ディスク等）によって、書面に記載すべき内容を提供することも可能です（下請法３条２項）。ただし、電磁的方法により行う場合は、事業者は、あらかじめ、電磁的方法の種類および内容を示し、書面または電磁的方法により、下請事業者から承諾を得ておく必要があります。

⑤罰則

上記の書面等の交付義務に違反した場合、**50万円以下の罰金**に処せられます（下請法10条１号、12条）。

3 書面等の作成・保存義務

事業者は、製造委託をはじめとする下請取引をした場合、給付内容、下請代金の金額など、取引に関する記録を書類として作成し、これを２年間保存する必要があります。これは、違反行為に対する事業者の注意を喚起するとともに、公正取引委員会や中小企業庁による迅速、正確な調査や検査に役立つことを目的としています。

記録すべき事項は、次のとおりです。

①下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
②製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
③下請事業者の給付の内容
④下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、役務が提供される期日・期間）
⑤下請事業者から受領した給付の内容及び給付を受領した日（役務提供委託の場合は、役務が提供された日・期間）
⑥下請事業者の給付の内容について検査をした場合は、検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取扱い
⑦下請事業者の給付の内容について、変更又はやり直しをさせた場合は、内容及び理由
⑧下請代金の額（算定方法による記載も可）
⑨下請代金の支払期日
⑩下請代金の額に変更があった場合は、増減額及び理由
⑪支払った下請代金の額、支払った日及び支払手段
⑫下請代金の支払につき手形を交付した場合は、手形の金額、手形を交付した日及び手形の満期
⑬一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期並びに親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払った日
⑭電子記録債権で支払うこととした場合は、電子記録債権の額、下請事業者が下請代金の支払を受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日
⑮原材料等を有償支給した場合は、品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法
⑯下請代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の下請代金の残額
⑰遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日